

① 海田町自治会連合会規約

自治会連合会規約

改正 平成24年5月8日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は海田町自治会連合会という。

(目 的)

第2条 この会は、自治会相互の親睦と交流を深め、もって地域社会の発展と福祉の増進を図ることを目的とする。

(組織及び会員)

第3条 この会は、海田町内の自治会長をもって組織し、これを会員とする。

(事務局)

第4条 この会の事務局は、海田町魅力づくり推進課住民活動センター内に置く。

(事 業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡調整に関すること。
- (2) 会員の研修に関すること。
- (3) 海田町行政及び同一目的を持った機関、団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事業

第2章 役 員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名

(ただし、会長に校区連合会長が就任した場合は、3名とする。)

(3) 理事(会長・副会長を含む) 16名

(4) 庶務会計 1名

(5) 監事 2名

なお、必要に応じ顧問を置くことができる。

(職 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行す

る。

(3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(4) 庶務会計は、この会の庶務及び会計を司る。

(5) 監事は、この会の会計を監査する。

(選 任)

第8条 この会の会長は、理事の中から理事会で選任する。

2 副会長は、校区連合会長をもって充てる。

3 理事は、各校区毎に、自治会長の中から校区連合会長を含む4名を選出する。

4 庶務会計及び監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

5 庶務会計は、理事を兼ねることができる。

6 監事は、庶務会計及び理事を兼ねることができない。

(任 期)

第9条 役員の任期は、2か年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は、任期終了の場合において後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会 議

(種 別)

第10条 この連合会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事及び庶務会計をもって構成する。

(権 能)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) その他、連合会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃に関すること

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(開 催)

第13条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第14条 会議は、会長が招集し、議長となる。

(定足数)

第15条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決)

第17条 やむを得ない理由のために会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第4章 会計

(資産)

第18条 この会の資産は、各自治会の会費及び負担金、町の補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年額1,000円とし、会計年度の7月30日までに納入するものとする。

3 負担金の額は、理事会で決定する。

(予算及び決算)

第19条 この会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1月以内に監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 その他

(弔意金等の支給)

第21条 会員である者が、死亡した場合弔慰金として10,000円を贈る。

② 海田町自治会連合会表彰規程

海田町自治会連合会表彰規程

(目的)

第1条 永年にわたり、本会の活動に貢献し、会員の模範と認められる功績のあった者を表彰し、本会の育成発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労・善行の2種とし、会長がこれを行う。

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- 1 6年以上本会の活動推進に尽力し、目的達成のため貢献した役員
- 2 10年以上にわたり自ら、住民自治意識の高揚に尽力し、本会の発展に寄与貢献した会員
- 3 団体及び法人にあって前号に準ずる者
- 4 その他、会長が特に必要と認める者

(善行表彰)

第4条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- 1 自治会員の模範となる自治会活動を実践し、住みよいまちづくりに尽力貢献した会員
- 2 特に功績と認められる活動をし、住民自治に寄与したもので他の模範と認められる者
- 3 団体及び法人にあって前各号に準ずる者
- 4 その他会長が特に必要と認める者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

- 1 表彰は必要に応じて副賞として記念品を贈呈する。
- 2 表彰は原則として本会の総会において行う。

(名簿の作成)

第6条 被表彰者の氏名、功績その他必要な事項を表彰者名簿に記録し、10年間保存するものとする。

(雑則)

第7条 その他必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、総会で議決のあった日から施行し、平成15年度に会員であった者から適用する。

③自治会会則の例

出典：コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会「コミュニティ団体運営の手引き」平成22年3月（一部加筆）

〇〇会会則

第1章 総 則

（名称及び事務局）

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務局を〇〇に置く。

（会員）

第2条 本会の会員は、〇〇市△△〇〇丁目から××丁目までの区域内に常住する住民をもって組織し、加入単位は〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の扶助並びに福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の扶助・親睦に関すること
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 集会施設の維持管理
- (○)
- (○)

第2章 役 員

（役員の種類）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (○) . . . 〇名
- (○) . . . 〇名
- (○) 会 計 〇名
- (○) 監 事 〇名

2 前項の役員は総会において選出する。

（役員の職務）

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

○ ○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・。

・

・

○ 会計は、会の会計事務を処理する。

○ 監事は、次の職務を行う。

(1) 会の会計事務を監査すること。

(2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。

また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は○年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。)

第3章 総 会

(総会の種類)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年○月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して性急があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項

(4) 会則等の改正に関する事項

(○) ・・・・・・・・

・・

・・

(○) その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第14条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第6条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。

(役員会の招集)

第15条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第16条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (○)

. .
. .
. .

- (○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会 計

(経費)

第17条 会の経費は、会費、海田町補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会員は、年額〇円（月額〇円）を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

2 入会の場合は、・・・・・・・・からの会費を徴収する。

3 退会の場合は、・・・・・・・・までの会費を徴収する。（過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は・・・・までとする。）

4 役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

(事業年度及び会計年度)

第19条 会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第21条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

④自治会案内チラシのイメージ ※写真などを入れるとイメージが伝わりやすくなります。

●●のまち ●●自治会に加入しましょう！

●●自治会は、この地域にお住まいの人たちでつくる自主的な組織です。さまざまな活動を通じて、力を合わせて「安心・安全で住みやすい地域づくり」を行っています。また、自治会の運営は、会則による会費、賛助者の寄付などによって運営されています。

自治会活動のご紹介

地域の安全を守るために

防犯、防火パトロール、夏期・冬期夜間巡視の実施などを行っています。

高齢者が安心して暮らせるために

「いきいきサロン」などを実施しています。

地域の子どもたちを見守るために

小学生の登下校の見守り活動を行っています。

地域の環境を守るために

当番制による資源ごみの回収、ごみステーションの清掃などを行っています。

広く社会に貢献しています

各種募金活動などを行っています。

いち早く情報を伝えるために

「広報かいた」の配布、回覧板によって必要な情報をいち早くお知らせしています。

地域での交流、文化の継承のためこんなイベントをしています

◆4月 花見（●●公園）どなたでも参加可能です。

◆8月 ●●●

◆

◆

◆



班	あなたのお住まいの地域は____地区____班です
班長	氏名：
	電話：
	住所：
燃えるごみ を出すところ (●印) 資源ごみ を出すところ (■印)	【地図】

◆会費は、●●円／1ヶ月（年間●●円です）

※会費を添えて班長さんに申し込んでください。

●●自治会
会長 ●● ●●
住所 海田町 ●●
電話 ●●●-●●●-●●●●

自治会加入申し込み書

平成 年 月 日

自治会長様

自治会への加入を申し込みます。

申し込み者 住 所 海田町 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

⑤町内避難所一覧

海田町では、次のとおり避難所を設定しています。

災害発生時は被害の状況に応じて安全だと思われる最寄りの避難所へ避難してください。

1～5	拠点避難所	一次避難所が周辺の災害拡大等によって危険になったときの最終避難所
6～13	一次避難所	災害直後の避難に充てられるとともに、危険が去った段階には家屋の倒壊・消失等により生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在所
14～25	二次避難所	一次避難所からの分散収容等の必要が生じたときの予備的な避難所
26～30	福祉避難所	一般的な避難所では生活に支障を来す高齢者及び障害者（災害時要援護者）等のために、何らかの特別な配慮がされた避難所
31～33	民間緊急避難場所 （浸水時緊急避難施設）	洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火災、内水氾濫のそれぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急的に逃れるための避難所



	番号	地区	名称	所在地	電話番号
拠点避難所	1	海田中央	海田公民館	中店 9-31	822-7373
	2	海田中央	海田小学校	昭和中町 2-55	822-2714
	3	海 田 西	海田西中学校	南つくも町 2-2	823-8551
	4	海 田 東	海田東小学校	浜角 1-17	823-2270
	5	海 田 南	海田中学校	幸町 10-1	822-2258
一次避難所	6	海田中央	海田町保健センター	中店 8-33	823-4418
	7	海 田 西	海田高等学校	つくも町 1-60	822-3030
	8	海 田 西	海田西小学校	南つくも町 12-3	822-1031
	9	海 田 東	海田東公民館	寺迫二丁目 2-59	823-2711
	10	海 田 東	広島国際学院高等学校	蟹原二丁目 8-1	823-3401
	11	海 田 南	海田南小学校	大立町 12-5	822-6775
	12	海 田 南	海田町福祉センター	日の出町 2-35	823-7500
	13	海 田 南	海田総合公園	東海田蟻ヶ原	824-2433
二次避難所	14	海田中央	龍洞保育園	中店 7-13	823-3354
	15	海田中央	明光保育園	稲荷町 1-2	823-0366
	16	海 田 西	海田町シルバープラザ	つくも町 6-3	823-2733
	17	海 田 西	つくも保育所	南つくも町 11-15	823-3831
	18	海 田 東	海田児童館	幸町 5-7	822-2216
	19	海 田 東	西浜保育所	西浜 3-39-7	823-7038
	20	海 田 東	畝保育所	畝一丁目 13-29	822-4815
	21	海 田 東	海田町ふるさと館	畝二丁目 10-20	823-8396
	22	海 田 南	幸保育所	南幸町 10-26	822-7784
	23	海 田 南	小さくら保育所	寺迫二丁目 15-25	823-2079
	24	海 田 南	海田みどり幼稚園	南幸町 12-4	822-4359
	25	海 田 南	海田町立図書館	南幸町 1-11	823-3215
福祉避難所	26	海田中央	介護老人保健施設さくら	堀川町 2-23	822-3777
	27	海 田 西	海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11-16	824-1225
	28	海 田 東	海田町民センター	寺迫一丁目 1-29	822-9946
	29	海 田 南	エバーグリーンホーム	東二丁目 8-6	821-0015
	30	海 田 南	海田町福祉センター	日の出町 2-35	823-7500

(浸水時緊急避難施設)

番号	地区	名称	所在地	電話番号
31	海田中央	イオン海田店	南大正町 3-30	823-1121
32	海田中央	安芸農業協同組合	窪町 8-8	822-0076
33	海田中央	創価学会広島安芸文化会館	堀川町 3-31	822-7399

⑥コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

財団法人自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ活動に助成を行っています。この助成事業の活用をお考えの場合は、魅力づくり推進課（823-9234）または住民活動センター（823-9225）にご相談ください。また、他の助成事業等もありますので、民間助成金の活用をお考えの場合は、企画課までご相談ください。

◆一般コミュニティ助成事業概要

- ・対象：住民が自主的に行う、コミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。
- ・注意事項：①宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
②原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの。
- ・助成金：100万円から250万円
- ・助成率：10/10 ※ただし、10万円未満は切捨て
- ・対象経費：コミュニティ活動に直接必要な設備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

⑦海田中学校グラウンド（プール跡地）の自治会使用

海田中学校グラウンドのプール跡地について、学校で授業が行われている時間帯に限り、各自治会がグラウンドゴルフ等を行うための使用ができます。

◆使用時間・場所

- ・場所：海田中学校グラウンド（プール跡地）〔約90m×約50m（約4,500㎡）〕
- ・使用時間：学校で授業が行われる日の午前9時～午後3時（ただし学校の教育活動に支障がある場合は、教育活動が優先となります。）

◆使用方法

- ・使用申請：使用する月の前月の20日までに海田町自治会連合会事務局（住民活動センター内）に申込書を提出
- ・鍵受取り：使用する日の前日又は当日に住民活動センターで鍵と使用報告書を受け取る。
- ・鍵返却：使用後に住民活動センターへ鍵の返却と使用報告書を提出する。

◆注意事項

- ・入口は南側入口のみで、自動車やバイクでの乗り入れはできません。（自転車は可）
- ・学校の備品は使用できないため、用具等は各自で準備をお願いします。

⑧海田の水の販売

海田町では、瀬野川の伏流水を原水にペットボトルを作成し、役場上下水道課・海田総合公園・海田町シルバー人材センターで販売しています。会議等の際はご利用ください。

- ・1本100円（500ml、消費税込み）、1ケース2,400円（24本入り、消費税込み）
- ・問合せ：上下水道課（823-9214）